

堺市環境影響評価条例施行規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(実施計画書の写しの縦覧)</p> <p>第11条 第7条の規定は、実施計画書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第13条」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条の規定による<u>公告の日</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(実施計画書の写しの縦覧)</p> <p>第11条 第7条の規定は、実施計画書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第13条」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日<u>から起算して3年間</u>」とあるのは「同条の規定による<u>公告の日から起算して45日間</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(方法書についての市長に提出された意見書の概要の縦覧の期間)</p> <p>第19条 第7条の規定は、方法書に係る意見書の概要を記載した書類の縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第18条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を」とあるのは「同項の規定により第1種事業者等に意見書の写しを」と、「<u>において行う</u>」とあるのは「<u>のほか、事業者の事務所その他市長が指定する場所において行う</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(方法書についての市長に提出された意見書の概要の縦覧の期間)</p> <p>第19条 第7条の規定は、方法書に係る意見書の概要を記載した書類の縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第18条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を」とあるのは「同項の規定により第1種事業者等に意見書の写しを」と読み替えるものとする。</p>
<p>(方法書意見に係る見解書の写しの縦覧)</p> <p>第21条 第7条の規定は、方法書意見に係る見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第19条第2項」と、「事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「方法書意見に係る見解書の提出があった日」と、「<u>において行う</u>」とあるのは「<u>のほか、事業者の事務所その他市長が指定する場所において行う</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(方法書意見に係る見解書の写しの縦覧)</p> <p>第21条 第7条の規定は、方法書意見に係る見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第19条第2項」と、「事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「方法書意見に係る見解書の提出があった日」と読み替えるものとする。</p>
<p>(説明会開催結果報告書の写しの縦覧)</p> <p>第32条 第7条の規定は、説明会開催結果報告書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」</p>	<p>(説明会開催結果報告書の写しの縦覧)</p> <p>第32条 第7条の規定は、説明会開催結果報告書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」</p>

とあるのは「条例第27条第4項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第3項の規定により説明会開催結果報告書の提出があった日」と、「において行う」とあるのは「のほか、事業者の事務所その他市長が指定する場所において行う」と読み替えるものとする。

(準備書についての市長に提出された意見書の概要の縦覧)

第36条 第7条の規定は、準備書に係る意見書の概要を記載した書類の縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第28条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を」とあるのは「同条第2項の規定により事業者に意見書の写しを」と、「において行う」とあるのは「のほか、事業者の事務所その他市長が指定する場所において行う」と読み替えるものとする。

(準備書についての事業者の見解書の提出)

第37条 条例第29条第1項の規定による準備書意見に係る見解書の提出は、環境影響評価準備書についての意見の概要及び準備書意見に対する見解書提出書(様式第7号)に添付して行わなければならない。

(準備書意見に係る見解書の写しの縦覧)

第38条 第7条の規定は、準備書意見に係る見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第29条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第1項の規定による準備書意見に係る見解書の提出があった日」と、「において行う」とあるのは「のほか、事業者の事務所その他市長が定める場所において行う」と読み替えるものとする。

とあるのは「条例第27条第4項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第3項の規定により説明会開催結果報告書の提出があった日」と読み替えるものとする。

(準備書についての市長に提出された意見書の概要の縦覧)

第36条 第7条の規定は、準備書に係る意見書の概要を記載した書類の縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第28条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を」とあるのは「同条第2項の規定により事業者に意見書の写しを」と読み替えるものとする。

(準備書意見に係る見解書の提出)

第37条 条例第29条第1項の規定による準備書意見に係る見解書の提出は、環境影響評価準備書についての意見の概要及び準備書意見に対する見解書提出書(様式第7号)に添付して行わなければならない。

(準備書意見に係る見解書の写しの縦覧)

第38条 第7条の規定は、準備書意見に係る見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第29条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第1項の規定による準備書意見に係る見解書の提出があった日」と読み替えるものとする。

(公述意見見解書の写しの縦覧)

第49条 第7条の規定は、公述意見見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第31条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第1項の規定による公述意見見解書の提出があった日」と、「において行う」とあるのは「のほか、事業者の事務所その他市長が指定する場所において行う」と読み替えるものとする。

(準備審査書の写しの縦覧)

第51条 第7条の規定は、準備審査書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第32条第3項」と、「事業者に計画審査書を」とあるのは「準備審査書を」と読み替えるものとする。

(工事の着手の届出書等の写しの縦覧)

第56条 第7条の規定は、条例第38条第2項の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第38条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第1項の規定による届出のあった日」と、「において行う」とあるのは「のほか、事業者の事務所その他市長が指定する場所において行う」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の縦覧)

第59条 第7条の規定は、事後調査報告書及び結果概要書の縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第41条第3項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第2項の規定による事後調査報告書及び結果概要書の提出が

(公述意見見解書の写しの縦覧)

第49条 第7条の規定は、公述意見見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第31条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第1項の規定による公述意見見解書の提出があった日」と読み替えるものとする。

(準備審査書の写しの縦覧)

第51条 第7条の規定は、準備審査書の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第32条第3項」と読み替えるものとする。

(工事の着手の届出書等の写しの縦覧)

第56条 第7条の規定は、条例第38条第2項の写しの縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第38条第2項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同条第1項の規定による届出のあった日」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の縦覧)

第59条 第7条の規定は、事後調査報告書及び結果概要書の縦覧について準用する。この場合において、同条中「条例第11条第4項」とあるのは「条例第41条第3項」と、「同条第1項の規定により事業者に計画審査書を送付した日」とあるのは「同項の規定による公告の日」と読み替えるものとする。

あった日」と、「において行う」とあるのは「の
ほか、事業者の事務所その他市長が指定する
場所において行う」と読み替えるものとする。

現行		改正（案）	
別表第 2 （第 2 5 条関係）		別表第 2 （第 2 5 条関係）	
事業の種類	行為	事業の種類	行為
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
(3) 条例別表第 3 号に掲げる事業	航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 3 8 条第 1 項若しくは第 4 3 条第 1 項の許可の申請又は同法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 8 条第 3 項の規定による告示	(3) 条例別表第 3 号に掲げる事業	航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 3 8 条第 1 項若しくは第 4 3 条第 1 項の許可の申請又は同法第 5 5 条の 2 第 3 項において準用する同法第 3 8 条第 3 項の規定による告示
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
以下(略)		以下(略)	